

4月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和8年4月22日（水） 午前9時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	垣見教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計5人出席】
	事務局	槇野課長補佐、谷埜
	理事者	若林教育部長、牧野教育部次長、土田教育部次長、小林教育政策課長、安井教育総務課長、村上教育施設課長、引野教職員課長、西教員の働き方改革推進室長、服部地域教育課長、原田放課後児童育成課長、宮崎文化財課長、西村学校教育課長、梶原部活地域展開推進室長、大西教育DX推進課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援課長、岡田特別支援教育推進課長、森西中央図書館長、清水一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>教育長報告（1） 田原公民館横田分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>教育長報告（2） 令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 教育長職務代理者の事務委任規則の制定について</p> <p>議案第2号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について</p> <p>議案第3号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第4号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第5号 奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>その他報告事項（1） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発</p>	

	生報告並びに調査開始について 非公開
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>教育長報告（1） 田原公民館横田分館の土地、建物及び工作物の用途廃止については、了承した。</p> <p>教育長報告（2） 令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 教育長職務代理者の事務委任規則の制定については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第2号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第3号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第4号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第5号 奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>2 その他報告事項</p> <p>その他報告事項（1） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。</p>
担当課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	<p>それでは本日、令和8年度初めての定例教育委員会となっております。新年度に当たりまして教育委員会事務局でも人事異動がございました。まず初めてこの会議に出席される方もおられますので、ご紹介させていただきます。まず、私の方ですけれども、3月の定例市議会におきまして教育長の任命をご同意いただきまして4月1日付けで教育長を拝命させていただきました、垣見でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして事務局の異動もございましたので、教育部長より順に自己紹介をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
教 育 部 長	<p>教育部長を拝命いたしました、若林と申します。よろしくお願いいたします。</p>

教育部次長	教育部次長を拝命いたしました、土田と申します。よろしくお願いいたします。
教育政策課長	教育政策課長を拝命いたしました、小林と申します。よろしくお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課長を拝命いたしました、安井と申します。よろしくお願いいたします。
部活地域展開推進室長	部活地域展開推進室長を拝命いたしました、梶原と申します。よろしくお願いいたします。
教 育 長	それでは、4月定例教育委員会会議を始めさせていただきます。まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	資料につきましては、既にお配りしているとおりで。なお、その他報告事項（1）の資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長	<p>本日の教育委員会は、教育委員全員が出席をしており、委員会は成立をいたします。ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。3月定例教育委員会会議録の署名委員は新井委員でございました。新井委員には4月15日の事前説明の場において、既にご署名いただいております。ありがとうございました。</p>
教 育 長	<p>それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告2件、議案5件、その他報告事項1件でございます。なお、先月使用承認いたしました後援名義は18件でございましたのでご報告をいたします。</p> <p>本日の案件のうち、その他報告事項（1）は、奈良市情報公開条例第7条第2号に該当する事項が含まれているため非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、その他報告事項（1）は非公開といたします。なお、その他報告事項（1）は、関係理事者のみでの審議といたします。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。教育長報告（1）「田原公民館横田分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育施設課長より説明</p>

	願います。
教育施設課長	<p>資料の方をご覧ください。田原公民館横田分館につきましては、地域の拠点施設の見直しに伴い、令和8年3月31日をもって、公民館分館の機能が廃止されました。そのことに伴い、当該施設の教育財産としての用途が廃止されましたため、ご報告させていただくものでございます。</p> <p>なお廃止後の施設につきましては、田原診療所として、健康医療部、医療政策課にて管理を行うものとなっております。以上でございます。</p>
教 育 長	それではこの件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>ではご意見ご質問がないようですので、教育長報告(1)「田原公民館横田分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について」は了承いたします。</p> <p>続いて、教育長報告(2)「令和9年度奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択についてご説明申し上げます。資料は、教育長報告「令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、及び机の上に置かせていただいております教科用図書採択に関わる参考資料の二つでございます。高等学校では各教科、科目が細かく分かれており、また使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。そこで奈良市立高等学校の教科用図書の採択につきましては、教育委員の皆様には、「令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針」に基づき、採択事務や調査研究が正しく行われているかについて、また選定委員会から提出される調査研究報告書の内容等についてご確認いただくといった視点でご審議をしていただきます。その上で、一条高等学校が採択を希望する教科用図書として適切であるかをご判断いただき、採択の決定をしていただくこととなります。</p> <p>では、1ページ目をご覧ください。教科用図書採択の基本方針についてご説明をいたします。基本方針の1、2におきましては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを示しております。基本方針の3におきましては、目録に記載されております教科用図書の中から採択することを示しております。方針の中で、「一度採択された教科用図書が高等学校用教科書目録に記載されている間は、原則として4年間継続して採択するものとする」とございます。これは高等学校の場合、低学年、中学年、高学年というように、学年ごとの大幅な改定が、ほぼ4年に一度行わ</p>

れることから、目録に登載されている間は、一定の期間継続して採択しようとするものでございます。

ただ内規的要素といたしまして、採択から4年に満たない場合でも、例えば、新しい教科用図書が目録に登載された場合等、高校の実態等に応じて、そちらの方がより適切であると判断されるような場合には、採択替えをすることが可能であると考えております。なお今年度につきましては、中学年用の教科用図書において、昨年度の検定で合格した教科用図書の採択が行われる年度となります。基本方針の4におきましては、採択の留意点を4点にまとめさせていただいております。(1)につきましては、『奈良市教育大綱』と『奈良市教育振興基本計画』をもとにするということでございます。(2)につきましては、令和9年度からは一条高等学校における学科は普通科のみとなりますことから、これまで「各学科の特色をふまえ」としておりました表現を、「学科の特色をふまえ」と改定させていただいております。基本方針の5におきましては情報公開の手続き等に関する留意点を示しております。以上、「奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針」といたします。

次に、2ページをご覧ください。「奈良市立高等学校教科用図書採択の手順」を示しております。手順につきましては、研究部会で調査研究を行った内容を基に、選定委員会で審議し、希望する教科用図書が調査研究結果とともに、報告されます。この報告を受け、教育委員会で審議し、採択をいただくという流れとなっております。続きまして、3、4ページは、「奈良市教科用図書選定委員会規則」でございます。また、5、6ページは「奈良市教科用図書選定委員会開催要領」となっております。以降につきましては、採択に向けての流れ、名簿、報告書等の様式を資料として添付いたしております。以上のことをふまえまして、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めて参りたいと考えております。よろしく願いいたします。

教 育 長 それではこの件に関しましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

梅 田 委 員 基本方針については、このような形で進めていただくことについて、承知いたしました。ただ高等学校この採択につきましては、毎年度実施をされているということから、その採択の場面においても、やはり一条高等学校の様々な動き、附属中学校との関連性であったり、一条高等学校が進めようとしている方向性等についての考え方が、それぞれの採択において、どのように、検討されたのか、また決定に向かっていったのかということが、採択の協議の中で、話として出てくることも多々あったかなと記憶しています。課長のご説明の中に、基本方針の4、「各学科の」というところが、令和9年度から普通科のみに移行することによって変更になったというご説明がありましたけれども、普通科のみに動いていく中で、これまで

の、学科を設置していたという特色をどのように生かしていくのかということ、随時議論もされてきたことでもあるかなと思います。

その議論の足跡というものが、この様式として示していただいています。報告書であったり、そもそも検討の足跡であったり、また採択の理由等の中に、その方向性というものも、どのような形で協議をされたのかということが、しっかりと記述された形で、示していただくことによって、この検討の経緯も、より明確になっていくのではないかなというふうに感じております。

そのような形で、様々な調査をぜひ進めていただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長

今ご意見をいただきましたように、今回の様式の中にそのような学校の特色が、より記載されやすいようにということで、記入例等の工夫をしているところです。

また教科によって、書き方の違いというところはあるかもしれませんが、そのような部分を今後の委員会等で、学校とも共有しながら進めてまいりたいと考えております。

教 育 長

他にはございませんか。

新 井 委 員

9ページの委員名簿で、15、16行目のところが育友会の会長、副会長になっています。育友会は確か保護者の代表だったと思うんですけども、教科書の選定にあたってその専門性が非常に求められるということで、教育委員は、審査から外れるということだったと思うんです。育友会の会長、副会長はどういう位置付けをされてるのかということと、利益相反みたいなものが発生しそうな方だと、何か調整するようなプロセスはあるんでしょうか。多くの場合は民間の方がやられることになりますよね。

学校教育課長

今言っていただきました委員名簿の15、16にあります育友会の会長、副会長の方におかれましては、保護者の方の視点で、調査研究の過程で、この先生方がどういう視点で調査研究をされているかという視点ですとか、例えば昨年度の委員会の中ですと、ご自身のお子様が教科書を持って帰って、家でこんな使い方をしているとか、大きさなどによっても、こういうことを家で言っているということをご意見として伝えていただくような形で関わっていただいています。また、委員の皆様、研究員で任命、委嘱させていただく方につきましては、申告書という形で、今言っていただいたような形で、何らかの関わりがあるというようなことがないことを確認させていただいたうえで、任命、委嘱をさせていただきます。以上でございます。

教 育 長	事前に、教員が関わっている背景や執筆の関係がありますので、しっかり調べて対応はさせていただきます。他にはございませんか。
川 村 委 員	今、新井委員のお話と課長の説明を伺いながら、私も教育委員の中で保護者代表として関わらせてもらっていると思っております。その中で、こういった教科書選定に何度か関わらせていただく中で、今、実際に保護者からはこのような意見があったのだということも、私が携わる会議の中でも伺わせてもらえれば、参考の意見として受けとめさせていただきたいので、ぜひお知らせいただきたいと思います。お願いいたします。
教 育 長	意見をくみ取りながら対応させていただこうと思います。他にはよろしいでしょうか。では、その他意見がないようですので、教育長報告(2)「令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は了承といたします。
教 育 長	続きまして議案の審議に移らせていただきます。議案第1号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」、教育政策課長より説明をお願いいたします。
教育政策課長	まず資料1 ページ目の「例規制定改廃調書」をご覧ください。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づく、教育長職務代理者について必要な事項を定めるものでございます。まず第2条関係になりますけれども、「あらかじめ教育長が教育委員のうちから教育長職務代理者を指名する」、このことについて規定しております。また、第3条、第4条関係になりますけれども、「教育長職務代理者の権限に属する教育事務の委任等」について規定しております。これにつきましては先ほどの法律の第25条第4項に、「教育長は第1項の規定により委任された事務その他の権限に属する事務の一部を事務局の職員もしくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。」と規定されております。このことにつきまして、どの事務を誰に委任するかということについて規定しております。「教育委員会の会議を主宰すること、教育委員会を代表すること」のこの2点を除きまして、委任又は代理させることができると規定しております。代理させる職員についてですが「教育部長に委任又は臨時に代理させること」と規定しております。以上でございます。
教 育 長	ではこの件についてご意見、ご質問はありますか。
柳 澤 委 員	地方教育行政の組織運営に関する法律の当該部分、第3条のところがちよっと大きく丸めすぎかなという気がしています。第25条第4項はそれに

	<p>基づく根拠規定なんですけど、その前段第2項に、「次に掲げる事務を教育長に委任することができない」と、これを踏まえて、代理者に委任するという流れなんですけれども、この第25条第2項「教育長に委任することができない。」をまとめると、この(1)「教育委員会の会議を主宰すること」及び「教育委員会を代表すること」になるのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>そのことにつきましては第25条の第2項に規定されているもの以外につきまして、さらにこの二つを除いて委任させることができるということでございます。</p>
教 育 長	<p>他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	<p>第2項の「重要かつ異例の事態が生じたとき」、これは具体例としてどんなことを想定されているか例示をお願いしたいです。</p>
教育政策課長	<p>以前ありましたコロナ禍の関係で、学校の臨時休業等あったと思いますけれども、そういったものです。異例の事態なので、そういう緊急事態だと想定しております。</p>
柳 澤 委 員	<p>それはこの規則制定プロセスの中で、一応議論はされているという理解でいいですか。つまり、こう書いておけばいいだろうということではなく、具体的にこんなこともあったということを過去10年ぐらい遡って、他府県の例も含めて考えると、こういう表現であれば、こういったことが想定されるという趣旨で、内部で議論されていますかというのをお尋ねしたかったんです。</p>
教育政策課長	<p>異例の事態については、先ほど申し上げましたような事態などの確認はこちらでもしております。</p>
教 育 長	<p>それでは、意見がないようですので、議案第1号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」採択をいたします。本案を、原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定をいたしました。次に議案第2号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について」、教職員課長より説明をお願いいたします。</p>
教 職 員 課	<p>こちらにつきましては、もともと先立って令和7年の4月18日から令和</p>

9年の3月31日までということで、委員の任命を行っております。その中で、法令遵守監察官をなさっていた中岡氏が、3月31日をもって法令遵守監察官として任期満了ということで、お辞めになっております。その後任として法令遵守監察官に就任されました、奥村直樹氏を後任として任命するという議案でございます。法令遵守監察官につきましては、役割としましては警察OBということで警察の視点ですとか、また法律面の方も見ております。この奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員については、奈良市の職員の分限懲戒審査委員会と合わせているのですけれども、そちらの方でも法令遵守監察官は委員を担っております。今回の任期につきましては、規則の方に、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするということになっておりますため、本日議決の日をもちまして、4月22日を任期の始期とし、終期の方は、他の委員と同じく令和9年3月31日という形での任命を考えております。それではご審議の方よろしくお願いたします。

教 育 長 それでは、この件につきましてご意見ご質問ございますでしょうか。

新 井 委 員 令和9年4月1日から4月17日の間の任命期間には、おそらく全員、任期を持たない状態になるだろうということで、その期間にこの委員が必要になった場合、どうされるのかということですね。この議案とは関係ないかもしれないんですけども。

教 職 員 課 確かにご指摘いただきましたとおり、任期更新の際に4月1日から4月の初回の定例教育委員会までの間、委員の方が空白になるということは、何回か起きております。これまでは幸いなことにその間に審議の必要な事態というのが起きていなかったため、特に何も起こっていなかったんですけども、おっしゃるとおり、この時期に何か懲戒処分などを検討しないといけない事態が起こりますと、招集できないということが起こりえますので、次回、当委員改選の際には、基本的には3月のうちに、次期4月以降の任期更新を検討したいと思います。

ただ先ほど少し申し上げましたとおり、委員は人事課が所管しております奈良市職員分限懲戒審査委員会、市費の教員の方は審査し、県費の教員の方は、こちらの教職員分限懲戒審査委員会で審査するというので、類似の案件を審査する都合上、メンバーを合わせております。ですので人事課と調整をしながら、4月に任期空白ができないように、次回の更新は努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

教 育 長 よろしいでしょうか。それでは意見がないようですので、議案第2号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、異議ございませんでし

	ようか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。次に、議案第 3 号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、放課後児童育成課長より説明の方お願いいたします。
放課後児童育成課長	一部改正を行う理由といたしましては、この度狭隘化の対策といたしまして、特に狭隘化が進んでいるバンビーホームについて、保育環境の改善を行ったことから、定員が増加したため、定員数を改めるというものでございます。改廃の概要をご説明いたしますと、対象のバンビーホームは鳥見バンビーホームで、内容としましては隣接する旧鳥見幼稚園を改修して、1 階部分を保育室、2 階の一部を静養室として活用するものでございます。この結果、定員数が従前の 96 人から 193 人に増加しております。このため、「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則」にある定員数を改めるための一部改正を行うものとなっております。以上でございます。
教 育 長	この件につきましてご意見ご質問ございますでしょうか。
梅 田 委 員	このことにつきまして、異議はございません。ただ実際の登録人数は 130 人の登録があるということで、従来より、非常に多くの子どもたちのニーズがある、小学校の状態であったということをおうかがい知ることができます。193 人と定員が増えたことにより、よりそのニーズにも応えていくことができる環境はできあがってきたと思います。やはり違う学年の子どもたちが集うという、そういう場でもございますし、そこでの指導、指導員の方々のご苦勞も大変大きなものがあるのではないかなということも併せて思うわけです。そこで様々な関わりが良い意味で広がるということもあれば、様々な課題が起こる場面というの、やはり起きがちな状況でもあると思います。そのことに対して、指導員の方々の体制づくりであったり、指導法について、課のほうからの投げかけや指導であったりも多くされているのではないかな、と思いますが、そういう異学年が集まる場であるということをお考えた時の指導体制の工夫などは、具体的にどのような形で行われているのかということをお、幾つか例があれば教えていただければと思います。
放課後児童育成課長	確かにおっしゃるとおり 1 年生から 6 年生という形になりますので、1 年生の児童と、6 年生の児童とでは、やっぱり遊び一つとっても、少し強

度であったりとかは違うものになってるかなと思います。そういった、一緒にやって楽しくできることは一緒にやってもらって、例えばボール遊びであったりとか、体格とかいろんなものによる違いがある部分については、指導員の方でも気をつけながら、子どもたちが安全で安心して遊んでもらえるようにということで、工夫しながらしてもらっているかなと思います。

また、そういったものに対して指導員も悩むこともあると思いますので、そういった時は、巡回の支援員も順次配置しておりますので、相談や協議をしてもらいながら、そういった課題に対して、取り組んでいってもらっているというのが現状でございます。

梅田委員 ありがとうございます。ぜひ良い場として活用でき、子どもたちが過ごせるという、そういう体制、または指導員の方々の指導力ということについても、取組の継続をどうぞよろしく願いいたします。

柳澤委員 ハードの面で、3階建ての建物の1階と2階の一部を使うという改修をして、そうすると2階のその他のところと3階については、多分この対象ではないんでしょうけど、どういうふうな形になるのか。つまり、子どもたちが上までいってしまうとか、その安全面でどう配慮されているかお聞かせください。

放課後児童育成課長 1階はバンビーホームで占有することができるんですけども、階段を上った2階は、元職員室がありましたところを静養室として使わせてもらって、それ以外の部分は、地域の方が継続して使われます。地域の方の出入りと、子どもたちの出入りが行われてしまうと、お互い混乱してしまいますので、そこには扉を設け、お互い鍵で管理できるよう、間仕切りのような形で閉鎖できる環境にしております。

川村委員 課長から、登録者の80%が使ってくださっているという数字を伺いました。今回、旧バンビーホームも使いながら新しいバンビーホームを併用するということでしたので193人ですか。使える割合に関してはだいぶ広く、1人当たりの広々としたバンビーホームになるんだろうなと思って、良かったなと思っております。先ほど1年生から6年生までというお話がありましたけれども、どのようなすみ分けといたしますか、旧のバンビをどちらが使うとか、新しい方は高学年の方に使ってもらおうとかあるのでしょうか。

また高学年になると、私の周りでは、バンビーホームを使わない子が増えてまいります。どうしても、3年生以下であったり、小さな子どもたちが集まるのですけれども、そういった使用方法があれば教えていただきたいなと思います。

放課後児童育成課長	<p>そうですね。バンビーホームそれぞれによって分けは、支援員さんの考え方もあり、ある程度は支援員さんのお考えや現場の状況も踏まえ、そちらを優先しながら考えていかなければならないと思っております。基本的には、1年生から6年生までをそれぞれの部屋で見ているのが理想かなとは思っており、極力そういった分け方をお願いしていただけたらと考えているところでございます。</p>
川 村 委 員	<p>2学年で分けして、異学年交流ではなくて学年ごとに場所をすみ分けて、支援員さんが指導していくということですね。わかりました。あと今後、やはり今回鳥見バンビーホーム、こういった形で改修、増築されたけれども、今後のバンビーホームの子どもたちを預かる人数が年々増えているというお話も伺っていますので、方向性があれば最後に教えてください。</p>
放課後児童育成課長	<p>国の今年の発表でも、2030年を目処にピークアウトだろうというような予測もあるんですけども、それまでは増え続けるという国の推測もあり、うち独自の推計でも、大体それに近いものもあるんです。ただ近年、上振れっていいですか、想定よりもたくさんの登録状況になっているというのが現実でございます。推測では相当の形になるかもしれませんが、もう少し増え続ける可能性もあると思っておりますので、現状定員を超えているところ、1人当たり1.65平米という、国が示す基準を大きく下回っているところにつきましては、少しずつ優先順位をつけて、改修していただけたらと考えているところでございます。</p>
教 育 長	<p>他ご意見よろしいですか。</p>
新 井 委 員	<p>審議事項の方は拡充の話なので、特に異論ございません。いただいた資料の中で、施設面でお聞きしたいことがあります。写真を見ていて気づいたことがあって、11ページ目の写真を見ていると、エアコンはついているんですか。</p>
放課後児童育成課長	<p>エアコンは全室、きちっとつけております。扇風機も両方ついてるという状態でございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。他、特にございませんか。そうしましたら、ご意見がないようですので議案第3号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

教 育 長

では、異議なしと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決することに決定をいたしました。続いて、議案第4号「奈良市東公民館運営審議会委員の委嘱または任命について」、地域教育課長より説明をお願いいたします。

地域教育課長

資料についてご説明をさせていただきます。令和6年5月13日から令和8年5月12日までの2年間を務めていただきました、「第38期奈良市公民館運営審議会委員」の任期が満了となります。そのため、法令の選出区分に基づきまして、「第39期奈良市公民館運営審議会委員」を委嘱、任命する必要があります。公民館運営審議会委員は、条例により定数20人と定められていますが、審議を深めるために従来10数人の方に委員としてご就任いただいております。次期39期委員につきましても、現在の第38期と同様に、10人の委員を委嘱、任命予定としております。詳細は別紙のとおりとなります。今回諸事情により、ご辞退の意向を示されました委員が4人おられましたことから、10人の委員のうち4人は新規で委嘱し、6人の方に継続していただきたいと考えております。公民館が誰もが気軽に立ち寄れる場所になること、また、地域課題の解決に資する活動の拠点になることを目指し、特に青少年や現役世代の方々にも興味を持っていただけるような公民館事業の企画につきまして、ご審議いただきたいという考えのもと、新規委員の候補者を挙げさせていただきます。

名簿の並びで、1番目の今西遥子さんは、奈良教育大学教育学部の学部生の方になります。第36期以降、学生の視点から、若者世代や次世代の公民館運営等にかかるような意見を期待して、候補者としております。

4番目の河崎智恵さんは、奈良教育大学教職大学院の教授で、仕事だけでなく、家庭、趣味、地域活動等を総合した、生涯を通した生き方、ライフキャリアをご専門とされ、奈良県社会教育委員や家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰選考委員などを経験しておられます。公民館の事業について、ライフキャリアの観点からご意見を頂戴したいと考えております。

次に、7番目の櫻井一字さんは、NPO法人ファザーリング・ジャパン関西の理事でおられ、奈良市子ども・子育て会議の委員を務めておられます。父親目線から子どもや親子支援に係る事業を岸和田市で公民館とも連携しながら実施されており、その知見に基づいたご意見をいただくことを期待して、候補者とさせていただきます。

9番目の本間英規さんは、一般社団法人Local Coop大和高原の理事でおられ、住民の共助と自治による持続可能な地域づくりを目指す団体として、奈良市とともに、住民の交流拠点づくり、また資源回収ステーション設置、コミュニティバスの運行、おたがいマーケットの展開などを実現しておられます。地域に根差した住民生活の課題解決に取り組む活動者の視点から、社会教育の拠点である公民館についてご意見をいただくことを期

待して、候補者とさせていただいております。この新規4人を加えた10人の委員候補者をご提案させていただきます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 それではこの件につきましてご意見ご質問ございますでしょうか。

川 村 委 員 この議案に関して、異議はございません。確認なんですけれども、この名簿の記載順ですが、何かしらルールといいますか、決まった順序なのかわからないんですけれども。あれば、今回学生さんが一番に記載されていて、どういった順番で並んでいるのか。また、先ほどの議案2号でも職員分限懲戒審査委員会の委員名簿がありましたけれども、教育委員会の中で、委員名簿の何かしら決まったルールがあるのか、教えてください。

地域教育課長 今回お示ししております公民館運営審議会委員の名簿の並びなんですけれども、こちらは今現在、委員にこれから委嘱する方々ですので会長、副会長という立場はまだございません。ですので、公平性を考えまして五十音順で並べております。

教 育 長 教育政策課長か部長が何か知ってるところはありますか。

教育政策課長 どういうふうに並べないといけないというのはないと思うんですけれども、学識経験者等規則の中で委員の要件が決まっていると思うんですけれども、その順番に並んでいることが多いと感じます。

川 村 委 員 この順番で並べていらっしゃるということですね。では、今は長が決まっていないということもあって、候補だということで、こういう形で決まりましたら、その規則に則った順で、また改めて、この審議会委員名簿が作られるということによろしいですね。わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 他、ご質問ありますか。

柳 澤 委 員 所属職名のところで、学生さんというのは今のご説明で明らかなんですけれども、その点で言うと「理事長」、「会長」、「教授」、「副代表」、と並んで「学生」は職かという微妙なんですけれども、やはり若い方のご意見をなるべく積極的にという流れですと来ていますので、「特別支援教育専修」は省いて、例えばここに、一文字空けて「学生」の方がより好ましいような気がするんです。これはこれでもいいんですけれども、今後、「大学」ですと、そのあとに「教授」、「教員」、「スタッフ」なのか、「学生」なのかという類別が可能になるんですけれども、「専修」と書いてあれば「専

	<p>修」を担当する教員かと、これを見ただけで分からない。説明を聞けばもちろん分かるんですけども、必ずしも学生と明記するのがいいかどうか判断の余地があると思うんですが、実際に若い方ということであると、明確に大学院生あるいは、何々部、地域団体等も含めて、明示的である方が望ましいという気がしました。これは間違っているという趣旨ではないんですが。</p>
地域教育課長	<p>ありがとうございます。公表していくときには学部生の方であることがわかるような表記にはさせていただきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>他にございますでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>議案について異議はございません。今後これが決定された後に開催される、この公民館の運営審議会はどの程度の頻度で開催されるのでしょうか。</p>
地域教育課長	<p>公民館運営審議会は年2回開催をしております。</p>
梅 田 委 員	<p>ありがとうございます。ご説明の中にもありましたように、やはり様々な地域課題が山積する中でもあるのかなと思いますし、青少年であったり現役世代というところでのアプローチなど、様々な検討事項を多く抱えておられると思います。より多くの人、住民に開かれた公民館の役割が、ますます重要になってくるということも、これも現実であるのかなと思っています。審議会において、より幅広い世代の声をしっかりと審議をしていただきながら、議論を深めていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。</p>
地域教育課長	<p>現在、奈良市の公民館を利用される方々の多くが高齢の方、年配の方ですけれども、その方々を決してないがしろにするわけではなく、その方々の今までの利用の楽しみ、それを踏まえつつ、新しい世代の方々にも利用していただける幅広い議論が進むように、進めてまいりたいと思います。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。それでは、ご意見がないようですので議案第4号「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号を原案どおり可決することに</p>

決定をいたしました。続きまして議案第5号「奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について」、学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長

市立中・高等学校における部活動の指導につきまして、本市では、教員の部活動指導に関する負担軽減とともに、部活動の充実、活性化を図ることを目的に、奈良市部活動指導員設置要綱を制定し、令和元年度から、部活動指導員派遣事業を実施してまいりました。中学校における部活動の実施につきましては、国が示す方針や、奈良県が示しております、中学校において、令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止するとの方針、また豊かなスポーツ、文化芸術活動を通じた子どもたちの心身の健全な発達と地域コミュニティの発展に寄与するという、本市の部活動改革の理念に沿って取組を進めてまいりました。子どもたちの活動機会を確保しつつ、教員の負担軽減と地域展開を含め、持続可能な体制への転換を段階的に進めるものとして、市立中学校における部活動について、令和8年4月から平日、休日ともに、市が運営する新しい体制に移行して実施することを基本方針として、取組を進めているところでございます。

具体的には、当面は学校の部活動の枠組みを基本にしながら、市が主体となって運営の工夫や、多様な指導者の活用を組み合わせることで進めていくこととしております。このような背景を踏まえまして、1ページにございます例規制定改廃調書における「3 制定改廃の理由」に示しておりますように、部活動改革の推進に伴い、部活動指導員を定義として示すため、文言を改めるべく、設置要綱を改正しようとするものでございます。

2ページをご覧ください。これまで部活動指導員は、奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、教育委員会が任用するとしておりました。このたびの本市の部活動改革に伴い、市による活動の指導者として活動いただく中に、開始当初の対応として市の職員や、市として新たに公募いたしましたスポーツ・文化芸術活動指導員が加わることとなります。部活動改革におきましては、生徒の活動機会を可能な限り確保できるよう取り組んでいるところでございますが、各種大会への参加におきましては、各競技団体等の参加規定により、現段階では、学校部活動としてでなければ参加ができない場合がございます。主にこれらのケースに対応できるように、市による活動の指導者の方々に、学校部活動における指導者としての役割も担っていただけるよう、本要綱にて定義を行うものでございます。具体的には、第22条にて、まず(1)にて、部活動指導員になりうる方として、次を定義いたします。

一つ目が、「地方公務員法」第3条2項に規定する一般職の職員。二つ目が奈良市が運営する活動の指導員(スポーツ・文化芸術活動指導員)、そして三つ目が、これまでの部活動指導員である奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、教育委員会が任用した者でございます。この三つを部活動指導員とすることができる職種として定義し直すことで、先

	<p>ほど申しました、生徒の活動機会の確保を図るものでございます。</p> <p>また、本要綱におきましては、これまでの部活動指導員を（２）におきまして指導員として定義し、以降指導員について、これまでと同様に各種要件を定めております。</p> <p>最後に、５ページ、第１２条、改正後は第１３条となりますが、こちらにおきましてこの要綱に定めるもののほか、「部活動指導員に関し必要な事項は教育長が別に定めること」としており、運用にあたって必要なその他の事項は別途定めることといたします。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>では、この件に関しましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	<p>法令審査が済んでいるということが前提になるんですけども、特に第２条の定義のところの（１）と（２）で、今おっしゃった３類型のうち一番最後の「奈良市会計年度の」というのは、（２）の指導員と文言は同じですよ。そうすると、例えば（１）の最後の「教育委員会が部活動指導員として任用した者(指導員)」ではまずく、二つに分けられた理由は何なんでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>まずこの要綱の（１）と（２）において、要綱の中での用語を定義するというふうなことで書かせていただいております。よって、（１）の部活動指導員として、まず部活動指導員になりうる方の今お伝えさせていただいた３種の方々を書かせていただいた上で、この要綱においてはこれ以降、「指導員」という用語を使わせていただいて、これまでの部活動指導員の要件を書かせていただくと、そういう立て付けとして整理をさせていただきました。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。なかなか具体例がわかりにくい部分があるので、もう少し具体的に、事例等でご説明はできますでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>こちら（２）の「指導員」と書かせていただいている部分につきましては、具体的には、現時点では一条高校の部活動指導員として今後入っていただくケースが主になってくると考えております。その場合に、これまでと同様の立て付けでこの要綱の中で、要件を残しておく必要がございましたので、第３条以降で、「指導員」という用語を使用するために、ここで（２）としてつけさせていただいてるということになります。</p>
教 育 長	<p>他、ご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
新 井 委 員	<p>市長部局の部活動指導員と、教育委員会の部活動指導員というのがあつ</p>

て、基本的に給料とか交通費とかの条件の話で、待遇に差がないのかというお話をしてたんですけれども、今後運用していくにあたって、どちらの立ち位置かを、部活動指導員が意識しないといけなくなる状況があるかどうかは気になる場所ですね。「教育委員会の部活動指導員です」とか、「いや、私たちは市の部活動指導員です」みたいなことを意識しながら動くことになって、当事者に混乱とか不都合が出ないかというのが心配なんですけれども、将来的には、これはどちらか一つに寄せていく話なんでしょうか。それとも、それぞれ導入の趣旨が違って、どちらも残っていくものとして考えられてるのか、教えてください。

学校教育課長

この部活動改革におきまして、中学校における本市の基本方針としては、平日休日ともに市による運営とするということを基本方針としておりますことから、将来的なところで申しますと、部活動指導員というところではなく、市による活動の指導員に集約されていくものであるというふうには考えております。

ただ過渡期、移行期の対応におきまして、各種競技団体の規定等に伴う部分につきましては、部活動というふうな形で併存するということが、現時点においては必要だという判断で、部活動指導員というものをこの中で採択させていただいたというところがございます。最初におっしゃっていただきました、指導者の方にとってのお立場というところですが、現時点で運用として考えておりますのが、実際にこれが起こりうる状況で、大会につきましては、一般的に、いつその大会があり、どういうふうな要件があるという計画は事前にわかりますものですから、スケジュールの中で、そちらを把握、提出いただく中で、「この日程については学校部活動としての参加が必須であることから、部活動指導員としての立場で行っていただきます」というふうなことを、部活動の関係課の中でも、共通理解及び指導者の方とも共有しながら進めてまいりたいとは考えております。

教 育 長

他にはよろしいでしょうか。

川 村 委 員

日々進めていただいていることを、学校現場に出向く際にはひしひしと感じております。以前、仲川市長が部活動指導員を市の職員にも声かけをしているということがニュースで流れたことがありました。実際、過渡期というお話もありましたので、教育委員の中でもご協力いただいている方がいらっしゃると思います。課長が以前、常に部活動指導員は募集している、広く募集をしていると。そうなった時に、募集の人材が集まってきて、面談もする中で、実際に良い方がいらっしゃれば、そのメンバーで固めていくということで、動かれてると思うんです。なので、この場では言いませんけれども、何かしら情報を都度共有していただいて、今どの

ような状態なのかということも教えていただければなと思っております。やはり子どもたちの声ですね、この1年間は多分これまでと同じように、部活動はできるだろうと思っている子どもが、大半だと思いますけれども、過渡期の中で、「どうなっちゃうんだろう」、「このままやれるのかな、それともやめたほうがいいのか」と思ってしまう子は少なからずおりますので、しっかり子どもたちの声も聞きながら、また先生方の声も聞きながら進めていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

梅田委員

先のことも見据えながら、現状を考えた時に、様々な仕組み、要綱の整理も必要ということから、このような議案の提出ということになっているかなと受けとめております。もちろんこの議案について異議はないということではありますけれども、この中学校の部活動の移行段階においては、先ほどからもお話に出ましたように、指導者の確保であったり、その責任の所在であったり、大会参加のあり方であったり、多くの課題があるということも事実であって、それを一つ一つ進めていただいているんだなということ、様々な説明であったり報告の中身からも、受け取らせていただくことができるかなと思っております。現場の指導者ということから考えたときに、混乱が生じないようにということ考えた上での様々な動きであると思っておりますけれども、十分に現場と連携して、丁寧な調整を重ねながら、できる限り円滑にご移行が図られていくように、多くの課題はあるとは思いますが、そこを一つ一つ進めていただきますように、どうぞよろしく願いいたします。

教育長

他、ご意見ご質問ございますでしょうか。部活動の地域移行につきましては、市全体で取組をさせていただいてるところでございますけれども、今委員からもございましたように、説明と今後の展望ということも積極的に発信しながら不安をできるだけ取り除き、進めさせていただいてるところです。しかしながらの指導員の確保、どのような指導方法か、また施設であったり経費の面など一つ一つの課題について担当の方で改善はさせていただいてるところです。

将来的には文科省が示しております地域展開ということになっていきますので、そこを目指して、地域や保護者と協力しながら、サポートも引き続きさせていただこうと思っております。また随時、委員の皆様には情報提供もさせていただこうと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、ご意見がないようですので議案第5号「奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。
非 公 開 案 件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び奈良市教育委員会会議規則第 5 条の 2 の規定により非公開とする。
いじめ防止生徒指導課長	<p>その他報告事項（1） 「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。</p> <p>本件については、報告を受けた。</p>
教 育 長	<p>これで本日の全ての案件を終了いたしました。その他、何かご連絡等ございませんでしょうか。</p> <p>それではこれもちまして、本日の教育委員会会議を閉会といたします。</p>